

改正農業委員会法への対応について

産業経済部 農業委員会事務局

1. 法改正の概要

平成 27 年 9 月 4 日公布 平成 28 年 4 月 1 日施行

○農業委員会業務の重点化

…農地利用の最適化

(担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消)

○農業委員の選出方法の見直し

…公選制を市町村長の選任制とする。

(市町村議会の同意を得て市町村長が任命)

○委員数（現定数 34 名）を削減

…定数基準（政令） 飯田市規模の定数上限は 19 名

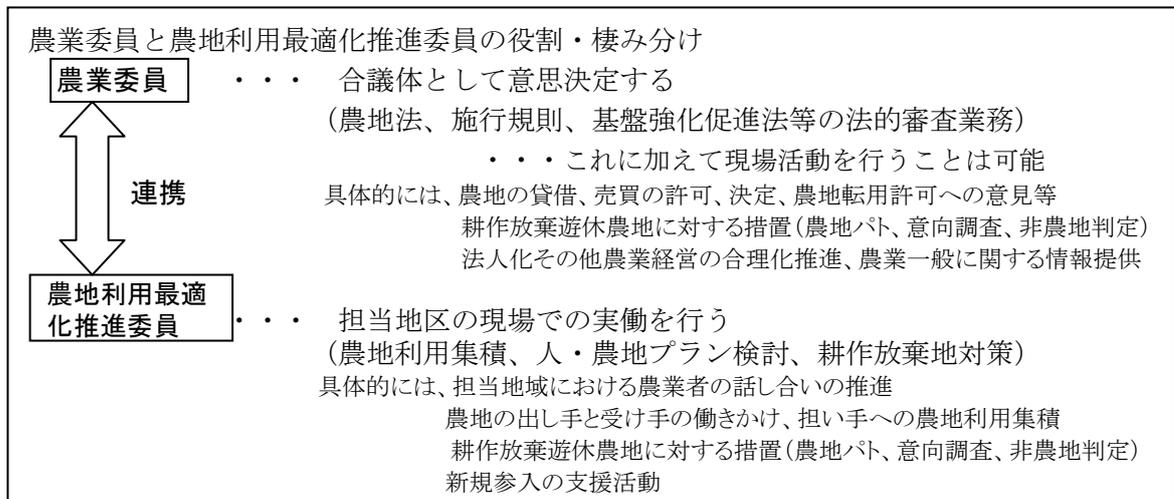
○農地利用最適化推進委員の新設

…担当地域で、担い手への農地利用の集積・集約化、耕作放棄地発生防止・解消活動を行う。（農業委員会が委嘱）

農業委員、農地利用最適化推進委員は、どちらの立場も非常勤の特別職に属する地方公務員として同じ扱いとなる。

…定数基準（政令） 100ha に 1 名（上限）

○現農業委員は任期満了（H29.7）までの間に限り、従前の例により存在する。



2. 改正による組織及び活動の変更内容（検討中）

- ・農業委員会は現在 34 名、農地部会、振興部会の 2 部会体制であるが、次期改選後には定数削減(19 名以下)となるため、農業委員会組織は部会制を廃止、毎月総会で法的審議を行う。
- ・農地現況調査(農地パトロール)等は農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して行う。
- ・「担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消」(農地等の利用の最適化)は、農業委員と農地利用最適化推進委員が連携し、推進する。
- ・地域における活動では農地利用最適化推進委員が中心となり、農地有効利用推進、担い手確保等、担当地区の農業振興を進める。(地区農業振興会議活動)